

○小諸市子ども・子育て会議条例

平成26年 9 月25日

条例第26号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、小諸市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(任務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務その他市長が適当と認めた事項に関して検討を行い、その結果に基づき、市長に問題提起及び提言を行うことができるものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 教育委員

(2) 識見を有する者

(3) 子どもの保護者

(4) 子どもの教育、保育又は養育に関する事業に従事する者

(5) 地域において子育ての支援を行う者

(6) 経済団体、労働者団体その他各種団体の関係者

(7) 市民

(8) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

4 前項第7号に掲げる市民は、小諸市自治基本条例（平成22年小諸市条例第1号）第3条第1号に規定する市民のうち公募に応じたものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長等)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門委員会)

第6条 子ども・子育て会議は、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に属すべき委員及び臨時委員は、議長が指名する。

3 専門委員会に委員長を置き、当該委員会に属する委員の互選により選任する。

4 委員長は、当該委員会の事務を掌理する。

5 委員長に事故あるときは、当該委員会に属する委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 子ども・子育て会議は、委員会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

(議事)

第7条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、及び主宰する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定は、専門委員会の議事に準用する。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、教育委員会子ども育成課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、議長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(小諸市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 小諸市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年小諸市条例第20号)の一部を次のように改正する。

○小諸市自治基本条例第3条第1号

(用語の定義)

第3条 この条例において、使用する用語の意義は、次のとおりとします。

(1) 市民 住民のほか、市内で働く人、学ぶ人、活動する人若しくは団体をいいます。

○子ども・子育て支援法第77条第1項

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

○子ども・子育て支援法第31条第2項

(特定教育・保育施設の確認)

- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

○子ども・子育て支援法第43条第3項

(特定地域型保育事業者の確認)

- 3 市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

○子ども・子育て支援法第61条第7項

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。